

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年7月7日

今治市長 徳 永 繁 樹



1 業務概要

(1) 業務名

サンライズ糸山エリアの一体的利用に係るアドバイザリー業務

(2) 業務の目的

今治市（以下「市」という。）が行うサンライズ糸山及び周辺市有地活用促進事業（以下「本事業」という。）について民間活力を導入して実施するにあたり、民間事業者の意見・要望・意向等の情報収集並びに民間事業者の公募から契約締結、建物所有権移転登記事務までの業務を実施する上で必要な支援や検討課題に対して、技術、法務、財務等専門的知識の助言などにより本事業を適正かつ確実に実施することを目的とします。

(3) 業務内容

詳細は、別紙「サンライズ糸山エリアの一体的利用に係るアドバイザリー業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年7月31日（ただし、協議により期間延長を行う場合がある。）

2 見積限度額

6,270,000円（2か年度・消費税及び地方消費税を含みます。）

（限度額内訳）

令和7年度 0円

令和8年度 6,270,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱(平成17年今治市要綱第18号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (4) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (5) 市税等において未納がない者
- (6) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績(実施中のものを含む。)を有する者

5 担当部署

今治市 総合政策部 交流振興局 サイクルシティ推進課
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1 第1別館6階
TEL: 0898-36-1547
E-MAIL: cyclecitecity@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

7 実施要項等の配布

下記ホームページからのダウンロードに限ります。
今治市サイクルシティ推進課(ホームページ)
<https://www.city.imabari.ehime.jp/cyclecitecity/>

8 参加表明

(1) 提出期間

令和7年7月7日(月)から令和7年7月17日(木)午後5時15分まで(必着)
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 会社概要(様式第2号)
- ウ 実績調書(様式第3号)
- エ 今治市税完納証明書(原本)
- オ 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)
- カ 登記事項証明書(法人の場合)(原本)
- キ 印鑑登録証明書(原本)

ク 申立書（様式第4号）（提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合のみ提出）

なお、当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規程により入札参加資格者として認められている者は、エ～キの書類について、これを省略することができます。

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月17日（木）午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所

前記5「担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に質問票（様式第5号）を用いて、電子メールにより添付提出することとします。なお、口頭又は持参、電話による質問は受付しないこととします。

(2) 回答

令和7年7月22日（火）午後5時15分までに参加者全員に電子メールにより回答することとします。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知書の受理後から令和7年8月6日（水）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第7号）＜別紙にて積算内訳を含む＞

エ 業務実施予定体制（様式第8号）

(4) 企画提案書作成要領

- ア 企画提案書はA4版で作成してください。
- イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現(図表等を含む。)で作成してください。
- エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

(6) 提出部数

正本1部、副本9部

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差替え及び追記・削除は認めません。

(イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めています。

(ウ) 企画提案書の提出は1者について1案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

11 選定方法

選定は、サンライズ糸山エリアの一体的利用に係るアドバイザー業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約候補者を選定します。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行います。

最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」による「企画提案力」の評価の高い方の参加者を上位とします。「企画提案力」の評価も同じ場合は、「業務遂行力」の評価が高い方の参加者を上位とします。

(2) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達

成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

- (3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。
- (4) プレゼンテーション審査の実施方法等の詳細については、参加者に対し、別途通知します。
- (5) 選定結果は、書面によりプレゼンテーション審査の参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参加見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
- (3) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。
- (4) 説明会の開催はいたしません。